



国务院

中華人民共和国市場主体登記管理に関する条例

2021年8月24日、国务院は市場主体の登記管理に関する「中華人民共和国市場主体登記管理条例」を公布しました。本条例は2022年3月1日から施行されます。

【ポイント】

- 中国における全市場主体の登記規範、管理ルール、登記管理制度、プロセスの最適化を統合
- 本条例の主なハイライトは、登記プロセスの最適化及び圧縮、簡易登記抹消処理制度の明確化、企業休眠制度の確立(最長3年)など

1. 政策の背景

改革・開放以来、中国は、会社法、パートナーシップ法、個人事業主法、農民専門協同組合法、企業法人登記管理条例、企業登記管理条例、パートナーシップ企業登記管理弁法等、市場主体の登記に係る多くの関連法規を制定し、それらが経済発展や起業雇用の促進に重要な役割を果たしてきました。

同時に、現在の市場主体登記管理制度においては、新たな市場主体の発展していく方向性にそぐわない問題点が浮き彫りになってきています。その背景として、①関連法規が複数に分散しており、普通の会社、パートナーシップ企業、その他の異なる市場主体に対して登記管理規則が個別に制定されていること、②制度規則は統一されておらず、市場主体の登記事項、登記手続き、監督・管理、法的責任などに大きな違いがあること、③特に近年の商事制度改革の深化、地方分権化の深化、事後監督の強化、起業イノベーションを妨げる規制の緩和など、国家が提唱している目標と比べ、市場主体登記管理面における対応が比較的遅れていること、が挙げられます。上記の背景により、新たな市場主体登記管理制度の構築が、国家として急務を要している状況にあります。また、昨今の情勢(コロナ、「双控^(注1)」、停電等)により、市場主体の経営の舵取りが難しい状況が今後も継続する見込みであり、休業による維持費の削減など、企業休眠制度等を活用し経営維持コストを下げる必要も出てくると予想されます。従って、より統一された市場主体の登記法を完成し、法の支配に基づく市場建設を一層推進し、良好な市場秩序と市場主体の正当な権利と利益を保護することが、今後国家にとって急がれる対応事項だという見方が強まっております。

2013年の第18回中央委員会第2回全体会議において、工商登記制度改革が提案されて以来、市場監督部門は、工商登記制度の円滑化を精力的に推進し、払込登記制から引受登記制に登録資本金登記制度を転換し、また、「先照後証」改革と「証照分離」改革も実施し、企業設立時の必要時間の短縮と手続きの簡素化政策を精力的に推進してきました。近年の市場経済の急速な発展と商業制度改革の継続的な深化を踏まえ、本条例の導入は、ビジネス環境を継続的に最適化する「放管服」改革に関する一連の重要な措置の一環として、市場主体の登記管理制度を統一する上で大きな意義があります。

(注1) 双控: エネルギー消費強度(単位GDP当たりのエネルギー消費量)の低減と、消費総量コントロールの二重規制

2. 本規定の主な内容

本条例は、合計6章55条で構成され、第1章「一般条例」、第2章「登記事項」、第3章「登記規範」、第4章「監督・管理」、第5章「法的責任」、第6章「附則」の内訳となっています。重要項目は以下のとおりです。

【図表1】本条例の重要事項(一部抜粋)

No	条例	内容	影響/注意点
1	第一章 一般条例 第六条	<p>統一された市場主体登記データ及び制度構築基準を策定しなければならない。</p> <p>市場主体の登記処理プロセスを最適化し、市場主体の登記効率を向上させ、即時手続き、一括手続き、時限を設定した手続き等の制度システムを導入し、集中手続き、近隣地手続き、オンライン手続き、オフサイト手続きを実現し、市場主体の登記の利便性向上を図る。</p>	市場主体の登記の 利便性が向上します。
2	第二章 登記事項 第八条 第九条	<p>第八条 市場主体の一般登記事項には、以下が含まれる。</p> <p>(一) 名称 (二) 主体の種類 (三) 経営範囲 (四) 住所または主たる事業所 (五) 登録資本金または出資額 (六) 法定代表者、執行パートナー、または責任者氏名</p> <p>第九条 市場主体は次の事項を登記機関に備案しなければならない。</p> <p>(一) 定款またはパートナーシップ契約 (二) 経営期限またはパートナーシップ期限 (三) 有限責任会社の出資者または株式会社の発起人が引受した出資額、パートナーシップ企業のパートナーが引受または実際に支払った出資額、支払期限、及び出資方式 (四) 董事、監事、上級管理職 (五) 農民専門協同組合(聯合社)の構成員 (六) 事業に参加する個人事業主の家族構成員の氏名 (七) 市場主体の登記連絡担当者、外国投資企業の法的文書受取人 (八) 企業、パートナーシップ企業等の市場主体の受益所有者に関する情報 (九) 法律及び行政法規に定めるその他の事項</p>	登記事項と備案事項の明確化は、 市場主体が登記備案すべき事項の範囲を理解し、登記の事前準備を行う上で有用です。

3	<p>第二章 登記事項 第十四条</p>	<p>市場主体の経営範囲には、一般経営項目及び許認可経営項目が含まれる。法律に従って登記前に承認が必要な許認可項目の経営範囲においては、市場主体は、登記申請時に関連する承認書類を提出しなければならない。</p>	<p>「証照分離」制度の実施徹底につながる。許認可経営項目の場合、企業は関連当局の事前の承認を得る必要があります。</p>
4	<p>第三章 登記規範 第十九条</p>	<p>登記機関は、申請書類の正式な審査を行うものとする。申請書類が完全で、法定の形式に準拠していることを確認できる場合、その場で登記手続きを完了させる。その場で登記できない場合は、3営業日以内に登記を完了させ、より複雑な状況の場合、登記機関責任者の承認を得て、更に3営業日延長することができる。</p>	<p>登記処理の確認時間の明確化により、企業は登記時間をより具体的に把握できるようになり、企業の開業計画の策定が容易になります。</p>
5	<p>第三章 登記規範 第二十四条 第二十九条</p>	<p>企業主体による登記事項の変更は、変更決議、決定又は法定の変更事項発生日から30日以内に登記機関に変更登記を申請するものとする。 市場主体が本条例第九条に規定する備案事項を変更する際、変更決議、決定又は法定の変更発生日から30日以内に登記機関に備案を届け出なければならない。農民専門協同組合(聯合社)の組合員が変更された場合は、当該会計年度末から90日以内に登記機関に備案を届け出なければならない。</p>	<p>登記または備案事項に変更(増資、減資など)がある場合、企業は、その変更日から30日以内に登記または備案を行うものとします。</p>
6	<p>第三章 登記規範 第三十条</p>	<p>自然災害、事故災害、公衆衛生事件、社会安全事件等による経営上の困難により、市場主体は、一定期間の休業を自主的に決定することができる。 市場主体の休業期間は、最長3年を超えないものとする。市場主体は、雇用を停止する前に、法律に従って労働者と労働関係の処理に関する事項について協議しなければならない。 市場主体は、事業を休業する前に登記機関に備案を提出しなければならない。登記機関は、国家企業信用情報公開システムを通じて、休業期間、法的文書の配達住所、その他の情報を社会に公表する。</p>	<p>休眠制度は、清算と登記抹消処理と並行し、経営不振企業にとって新たな延命措置となります。休業を取り入れることによって中小企業は持続的に経営活動をされるようになります。また、休業に移る前に労働関連問題を処理する必要があります(特に、労働者の休業期間における労働関係を適切に処理することは極めて重要です)。</p>
7	<p>第三章 登記規範 第三十二条</p>	<p>市場主体が抹消登記を行う前に法律に従って清算を行う場合、清算組は、清算組設立日から10日以内に、清算組の構成員及び清算組の責任者のリストを、国家企業信用情報公開システムを通</p>	<p>公開システム上にて債権者公告をすることができます。ただし、本条の内容と会社法第一</p>

		<p>じて公表しなければならない。 清算組は、国家企業信用情報公開システムを通じて債権者の公告を公布することができる。</p> <p>清算チームは、清算の終了日から30日以内に登記機関に抹消登記を申請しなければならない。 市場主体は、抹消登記を申請する前に、法律に従って支店の抹消登記を行わなければならない。</p>	<p>百八十五条の規定での記載の通り「清算組は、60日以内に新聞に公表しなければならない」と、本条項との矛盾があります。今後、具体的な対応方法については当局から通達、新方針策定が必要です。</p>
8	<p>第三章 登記規範 第三十三条</p>	<p>債権及び債務が発生しておらず、又、債権及び債務の清算が完了し、清算費用、労働者の賃金、社会保険料、法定補償金、税金(延滞料、罰金)等の清算を終えた市場主体は、全ての投資家が上記の状況の真実性に対する法的責任を負うことを書面で承諾した場合、登記抹消は、簡易手続にて行うことができる。</p> <p>市場主体は、国家企業信用情報公開システムを通じて、承諾書と抹消登記の申請を公示し、公示期間は20日間とする。</p>	<p>登記抹消制度の簡易化により、企業はより撤退し易くなり、同時に間接的により多くの起業家が大胆にビジネスを展開できるようになる有利な政策条件と言えます。</p>
9	<p>第四章 監督管理 第三十九条</p>	<p>第三十九条 登記機関は、市場主体による本条例の規定違反の疑いを調査し、処罰し、以下の権限を行使することができる。</p> <p>(五) 法律に従い、違法と疑われる市場主体の銀行口座の照会</p> <p>登記機関が前項第四項又は第五項に規定する権限を行使するときは、登記機関の主たる責任者の承認を受けなければならない。</p>	<p>この新しい規定は、登記機関に法律に従って銀行口座の照会を行う権限を与え(登記機関の権限の拡大を意味します)、企業は、この条例の規定に従って、法律に従って経営活動をしていく必要があります。</p>
10	<p>第五章 法的責任 第四十六条 第四十七条</p>	<p>市場主体が本条例に従って変更登記を行わなかった場合、登記機関が是正を命じ、是正を拒んだ場合、1万元以上10万元以下の罰金を科せられる。状況が深刻な場合、営業許可証の取消を行う。</p> <p>市場主体が本条例に従って記録を提出しない場合、登記機関が是正を命じ、是正を拒んだ場合、5万元以下の罰金を科せられる。</p>	<p>企業は、本条例が定める手続きおよび処理時間内に登記および備案手続きを完了すること、関連する罰則に直面する可能性があることに十分注意する必要があります。</p>

3. 企業への影響(総括)

近年、党中央委員会と国務院の「放管服」改革が遂行され、改革の成果が如実に表れ始めています。本条例における登記プロセス(例:当日その場での登記完結)の短縮及び最適化、申請書類の合理化は、まさに企業の事務負担軽減、効率化向上に直結します。登記抹消制度の簡易化により、企業はより撤退し易くなり、同時に、より多くの起業家が大胆にビジネスを展開できるようになる有効な政策条件と言えます。

休眠制度は、企業が適時「休眠」することを可能にし、本条例で最も顕著な制度革新であり、中小企業の持続的経営及び社会経済の継続的発展、信用制度の構築において非常に有利な働きかけとなります。

本条例は、企業の事務手続きや起業をより効率的に且つ便利にする作用をもたらし、同時に政府のサービス及び監督機能の改善、完備にもつながり、市場主体の発展と成長のために使われる謂わば「高速道路」の役目を果たしてくれることとなります。

本条例における実務上の不明点はまだ数多く存在し、今後市場監督管理局による実務面の解釈が期待されます。例として、企業名、住所、事業範囲、その他登記に関する具体的な規定、新しい休眠制度等、規制制度の革新を可能な限り迅速に実施するために、運用規則を早急に策定することが、当局においては急務となると見込まれます。

引き続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。 以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">国家国务院令 第 746 号</p> <p style="text-align: center;">中华人民共和国市场主体登记管理条例</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为了规范市场主体登记管理行为，推进法治化市场建设，维护良好市场秩序和市场主体合法权益，优化营商环境，制定本条例。</p> <p>第二条 本条例所称市场主体，是指在中华人民共和国境内以营利为目的从事经营活动的下列自然人、法人及非法人组织：</p> <p>（一）公司、非公司企业法人及其分支机构；</p> <p>（二）个人独资企业、合伙企业及其分支机构；</p> <p>（三）农民专业合作社（联合社）及其分支机构；</p> <p>（四）个体工商户；</p> <p>（五）外国公司分支机构；</p> <p>（六）法律、行政法规规定的其他市场主体。</p> <p>第三条 市场主体应当依照本条例办理登记。未经登记，不得以市场主体名义从事经营活动。法律、行政法规规定无需办理登记的除外。</p> <p>市场主体登记包括设立登记、变更登记和注销登记。</p> <p>第四条 市场主体登记管理应当遵循依法合规、规范统一、公开透明、便捷高效的原则。</p> <p>第五条 国务院市场监督管理部门主管全国市场主体登记管理工作。</p> <p>县级以上地方人民政府市场监督管理部门主管本辖区市场主体登记管理工作，加强统筹指导和监督管理。</p> <p>第六条 国务院市场监督管理部门应当加强信息化建设，制定统一的市场主体登记数据和系统建设规范。</p>	<p style="text-align: center;">国务院令 第 746 号</p> <p style="text-align: center;">中華人民共和國市場主体登記管理條例</p> <p>第一章 一般条例</p> <p>第一条 市場主体の登記管理を標準化し、法の支配に基づく市場建設を促進し、良好な市場秩序及び市場主体の合法的權益を守り、事業環境を最適化するために本条例を制定するものとする。</p> <p>第二条 本条例における市場主体とは、中華人民共和國の域内において、営利目的で事業を行う以下の自然人、法人及び非営利組織をいう。</p> <p>（一）企業、非営利法人及びその関連企業</p> <p>（二）個人独資企業、パートナーシップ企業及びその関連企業</p> <p>（三）農民専門協同組合(聯合社)とその支店</p> <p>（四）個人事業主</p> <p>（五）外国企業の支店</p> <p>（六）法律または行政法規に規定されているその他の市場主体</p> <p>第三条 市場主体は、本条例に従って登記しなければならない。登記なしに、市場主体の名義で事業活動を行うことはできない。法律または行政法規で登記を必要としない場合を除く。</p> <p>市場主体登記には、設立登記、変更登記、抹消登記が含まれる。</p> <p>第四条 市場主体の登記管理は、法律を遵守し、標準が統一され、オープンで明瞭性があり、利便的で効率的とする原則に従うものとする。</p> <p>第五条 國務院の市場監督管理部門は、全国市場主体の登記及び管理を担当するものとする。</p> <p>県レベル以上の地方人民政府の市場監督管理部門は、当該管轄区域の市場主体の登記管理を監督し、全体的な指導、監督及び管理を強化するものとする。</p> <p>第六条 國務院の市場監督管理部門は、データ化の構築を強化し、統一された市場主体登記データ及び制度構築基準を策定しなければならない。</p>

县级以上地方人民政府承担市场主体登记工作的部门（以下称登记机关）应当优化市场主体登记办理流程，提高市场主体登记效率，推行当场办结、一次办结、限时办结等制度，实现集中办理、就近办理、网上办理、异地可办，提升市场主体登记便利化程度。

第七条 国务院市场监督管理部门和国务院有关部门应当推动市场主体登记信息与其他政府信息的共享和运用，提升政府服务效能。

第二章 登记事项

第八条 市场主体的一般登记事项包括：

- （一）名称；
- （二）主体类型；
- （三）经营范围；
- （四）住所或者主要经营场所；
- （五）注册资本或者出资额；
- （六）法定代表人、执行事务合伙人或者负责人姓名。

除前款规定外，还应当根据市场主体类型登记下列事项：

- （一）有限责任公司股东、股份有限公司发起人、非公司企业法人出资人的姓名或者名称；
- （二）个人独资企业的投资人姓名及居所；
- （三）合伙企业的合伙人名称或者姓名、住所、承担责任方式；
- （四）个体工商户的经营者姓名、住所、经营场所；
- （五）法律、行政法规规定的其他事项。

第九条 市场主体的下列事项应当向登记机关办理备案：

- （一）章程或者合伙协议；
- （二）经营期限或者合伙期限；
- （三）有限责任公司股东或者股份有限公司发起人认缴的出资数额，合伙企业合伙人认缴或者实际缴付的出资数额、缴付期限和出资方式；
- （四）公司董事、监事、高级管理人员；
- （五）农民专业合作社（联合社）成员；

県レベル以上の地方人民政府は、市場主体の登記業務を請け負う部門(以下、「登記機関」という)が、市場主体の登記処理プロセスを最適化し、市場主体の登記効率を向上させ、即時手続き、一括手続き、時限を設定した手続き等の制度システムを導入し、集中手続き、近隣地手続き、オンライン手続き、オフサイト手続きを実現し、市場主体の登記の利便性向上を図る。

第七条 国务院の市場監督管理部門及び国务院の関連部門は、市場主体の登記情報とその他の政府情報の共有及び運用を推進し、政府サービスの有効性を向上させるものとする。

第二章 登記事項

第八条 市場主体の一般登記事項には、以下が含まれる。

- （一）名称
- （二）主体の種類
- （三）経営範囲
- （四）住所または主たる事業所
- （五）登録資本金または出資額
- （六）法定代表者、執行パートナー、または責任者氏名

前項の規定に加えて、市場主体の種類に応じて、以下の事項を登記しなければならない。

- （一）有限責任会社の出資者、株式会社の発起人、非営利法人の出資者の氏名または名称
- （二）個人独資企業投資者の氏名及び住所
- （三）パートナーシップ企業のパートナーの名称又は氏名、住所、責任体制
- （四）個人事業主の事業者氏名、住所、事業所
- （五）その他法律及び行政法規に定める事項

第九条 市場主体は次の事項を登記機関に備案しなければならない。

- （一）定款またはパートナーシップ契約
- （二）経営期限またはパートナーシップ期限
- （三）有限責任会社の出資者または株式会社の発起人が引受した出資額、パートナーシップ企業のパートナーが引受または実際に支払った出資額、支払期限、及び出资方式
- （四）董事、監事、上級管理職

- (六) 参加经营の个体工商户家庭成员姓名;
- (七) 市场主体登记联络员、外商投资企业法律文件送达接受人;
- (八) 公司、合伙企业等市场主体受益所有人相关信息;
- (九) 法律、行政法规规定的其他事项。

第十条 市场主体只能登记一个名称,经登记的
市场主体名称受法律保护。

市场主体名称由申请人依法自主申报。

第十一条 市场主体只能登记一个住所或者
主要经营场所。

电子商务平台内的自然人经营者可以根据国家
有关规定,将电子商务平台提供的网络经营场
所作为经营场所。

省、自治区、直辖市人民政府可以根据有关法
律、行政法规的规定和本地区实际情况,自行或
者授权下级人民政府对住所或者主要经营场所
作出更加便利市场主体从事经营活动的具体规
定。

第十二条 有下列情形之一的,不得担任公
司、非公司企业法人的法定代表人:

- (一) 无民事行为能力或者限制民事行为能
力;
- (二) 因贪污、贿赂、侵占财产、挪用财产或
者破坏社会主义市场经济秩序被判处刑罚,执行
期满未逾5年,或者因犯罪被剥夺政治权利,执
行期满未逾5年;
- (三) 担任破产清算的公司、非公司企业法
人的法定代表人、董事或者厂长、经理,对破产
负有个人责任的,自破产清算完结之日起未逾
3年;
- (四) 担任因违法被吊销营业执照、责令关
闭的公司、非公司企业法人的法定代表人,并
负有个人责任的,自被吊销营业执照之日起未
逾3年;
- (五) 个人所负数额较大的债务到期未清
偿;
- (六) 法律、行政法规规定的其他情形。

- (五) 農民専門協同組合(聯合社)の構成員
- (六) 事業に参加する個人事業主の家族構成員の氏
名
- (七) 市場主体の登記連絡担当者、外国投資企業
の法的文書受取人
- (八) 企業、パートナーシップ企業等の市場主体
の受益所有者に関する情報
- (九) 法律及び行政法規に定めるその他の事項

第十条 市場主体は1つの名称のみ登記でき、
登記された市場主体の名称は法律で保護され
るものとする。

市場主体の名称は、申請者が法律に従って自
主的に申告するものとする。

第十一条 市場主体は、1つの住所または主
たる事業所のみ登記することができる。

Eコマースプラットフォーム内の個人事業
者は、国の関連規定に従い、Eコマースプラ
ットフォームが提供するネットワーク運営場
所を事業所とすることができる。

省、自治区、直辖市の人民政府は、関連
する法律、行政法規と当該地域の実情に応じ
て、独自で、或いは授權した下級人民政府
によって、住所または主たる事業所につい
て、市場主体の事業活動をより利便的にす
る具体的な規定を認可することができる。

第十二条 以下のいずれかに該当する場
合、企業又は非営利法人の法定代表者に就
任することができない。

- (一) 民事行為能力の無い、または民事
行為能力の制限されている
- (二) 汚職、賄賂、財産の横領、社会主義
市場経済秩序破壊の罪で懲役満了後の5年
以内の者、または犯罪により政治的権利を
剥奪され、執行期間満了後5年以内の者
- (三) 破産清算の企業、非営利法人の法
定代表者、董事、工場長、経営者が、破
産に対する個人的な責任を有する場合、破
産清算の終了日から3年を超えていない者
- (四) 営業許可証の取消、休眠を命じら
れた企業、非営利法人の法定代表者として
行動し、営業許可証が取消された日から3
年を超えていない者
- (五) 比較的多額の負債があり、期限を
超えて未済の個人

第十三条 除法律、行政法规或者国务院决定另有规定外，市场主体的注册资本或者出资额实行认缴登记制，以人民币表示。

出资方式应当符合法律、行政法规的规定。公司股东、非公司企业法人出资人、农民专业合作社（联合社）成员不得以劳务、信用、自然人姓名、商誉、特许经营权或者设定担保的财产等作价出资。

第十四条 市场主体的经营范围包括一般经营项目和许可经营项目。经营范围中属于在登记前依法须经批准的许可经营项目，市场主体应当在申请登记时提交有关批准文件。

市场主体应当按照登记机关公布的经营项目分类标准办理经营范围登记。

第三章 登记规范

第十五条 市场主体实行实名登记。申请人应当配合登记机关核验身份信息。

第十六条 申请办理市场主体登记，应当提交下列材料：

- （一）申请书；
- （二）申请人资格文件、自然人身份证明；
- （三）住所或者主要经营场所相关文件；
- （四）公司、非公司企业法人、农民专业合作社（联合社）章程或者合伙企业合伙协议；
- （五）法律、行政法规和国务院市场监督管理部门规定提交的其他材料。

国务院市场监督管理部门应当根据市场主体类型分别制定登记材料清单和文书格式样本，通过政府网站、登记机关服务窗口等向社会公开。

登记机关能够通过政务信息共享平台获取的市场主体登记相关信息，不得要求申请人重复提供。

（六）法律又は行政法規に定めるその他の事情

第十三条 法律、行政法规又は国务院が別途定める場合を除き、市場主体の登録資本又は出資額は、引受登記制にて行い、人民元で表示する。

出資方法は、法律及び行政法規の規定に従うものとする。会社の株主、非営利法人の出資者、農民専門協同組合(聯合社)の構成員は、労働、信用、自然人の氏名、のれん、フランチャイズ権、または担保付財産等を元本として出資してはならない。

第十四条 市場主体の經營範圍には、一般經營項目及び許認可經營項目が含まれる。法律に従って登記前に承認が必要な許認可項目の經營範圍においては、市場主体は、登記申請時に関連する承認書類を提出しなければならない。

市場主体は、登記機関が公表する事業分類基準に従って經營範圍を登記するものとする。

第三章 登記規範

第十五条 市場主体は、実名登記を行う。申請者は、登記機関身元情報の確認に協力する必要がある。

第十六条 市場主体の登記の申請は、以下の資料を提出しなければならない。

- （一）申請書
- （二）申請者の資格証明書、自然人の身分証明書
- （三）住所または主たる事業所に関する関連文書
- （四）企業、非営利法人、農民専門協同組合(聯合社)の定款またはパートナーシップ企業のパートナーシップ契約
- （五）法律、行政法規、国务院の市場監督管理部門が規定したその他の資料

国务院の市場監督管理部門は、市場主体の種類に応じて、登記資料のリストと文書フォーマットのサンプルを別々に作成し、政府ウェブサイト、登記機関サービス窓口などを通じて社会に公開しなければならない。

政府情報共有プラットフォームを通じて取得することができる市場主体の登記関連情報に関して、登記機関は申請者に対し繰り返し提供することを要求してはならない。

第十七条 申请人应当对提交材料的真实性、合法性和有效性负责。

第十八条 申请人可以委托其他自然人或者中介机构代其办理市场主体登记。受委托的自然人或者中介机构代为办理登记事宜应当遵守有关规定，不得提供虚假信息和材料。

第十九条 登记机关应当对申请材料进行形式审查。对申请材料齐全、符合法定形式的予以确认并当场登记。不能当场登记的，应当在3个工作日内予以登记；情形复杂的，经登记机关负责人批准，可以再延长3个工作日。

申请材料不齐全或者不符合法定形式的，登记机关应当一次性告知申请人需要补正的材料。

第二十条 登记申请不符合法律、行政法规规定，或者可能危害国家安全、社会公共利益的，登记机关不予登记并说明理由。

第二十一条 申请人申请市场主体设立登记，登记机关依法予以登记的，签发营业执照。营业执照签发日期为市场主体的成立日期。

法律、行政法规或者国务院决定规定设立市场主体须经批准的，应当在批准文件有效期内向登记机关申请登记。

第二十二条 营业执照分为正本和副本，具有同等法律效力。

电子营业执照与纸质营业执照具有同等法律效力。

营业执照样式、电子营业执照标准由国务院市场监督管理部门统一制定。

第二十三条 市场主体设立分支机构，应当向分支机构所在地的登记机关申请登记。

第十七条 申請者は、提出書類の真正性、合法性及び有効性について責任を負うものとする。

第十八条 申請者は、他の自然人又は仲介業者に、市場主体の登記を委託することができる。委託された自然人または仲介業者は、登記に関する関連規定を遵守し、虚偽の情報や資料を提供してはならない。

第十九条 登記機関は、申請書類の正式な審査を行うものとする。申請書類が完全で、法定の形式に準拠していることを確認できる場合、その場で登記手続きを完了させる。その場で登記できない場合は、3営業日以内に登記を完了させ、より複雑な状況の場合、登記機関責任者の承認を得て、更に3営業日延長することができる。

申請書類が不完全である場合、または法定の形式に準拠していない場合、登記機関は、修正が必要な資料を申請者に対し一度に通知しなければならない。

第二十条 登記申請が法律又は行政法規の規定に適合しない場合、又は国家の安全及び公共の利益を害する恐れがある場合、登記機関は登記を行わず、その理由を述べるものとする。

第二十一条 申請者が市場主体の設立登記を申請し、登記機関が法律に従って登記した場合、営業許可証が発行される。営業許可証の発行日は、市場主体の設立日となる。

法律、行政法規、または国务院が市場主体の設立を承認が必要と規定した場合、承認書類の有効期間中に登記機関に登記を申請しなければならない。

第二十二条 営業許可証は、原本及び写し(副本)に分けられ、同じ法的効力を有する。

電子営業許可証は、紙ベースの営業許可証と同じ法的効果を持つ。

営業許可証の様式及び電子営業許可証の基準は、国务院の市場監督管理部門が一律に定めるものとする。

第二十三条 市場主体が支店を設立するときは、支店が所在する登記機関に登記を申請しなければならない。

第二十四条 市场主体变更登记事项，应当自作出变更决议、决定或者法定变更事项发生之日起30日内向登记机关申请变更登记。

市场主体变更登记事项属于依法须经批准的，申请人应当在批准文件有效期内向登记机关申请变更登记。

第二十五条 公司、非公司企业法人的法定代表人在任职期间发生本条例第十二条所列情形之一的，应当向登记机关申请变更登记。

第二十六条 市场主体变更经营范围，属于依法须经批准的项目的，应当自批准之日起30日内申请变更登记。许可证或者批准文件被吊销、撤销或者有效期届满的，应当自许可证或者批准文件被吊销、撤销或者有效期届满之日起30日内向登记机关申请变更登记或者办理注销登记。

第二十七条 市场主体变更住所或者主要经营场所跨登记机关辖区的，应当在迁入新的住所或者主要经营场所前，向迁入地登记机关申请变更登记。迁出地登记机关无正当理由不得拒绝移交市场主体档案等相关材料。

第二十八条 市场主体变更登记涉及营业执照记载事项的，登记机关应当及时为市场主体换发营业执照。

第二十九条 市场主体变更本条例第九条规定的备案事项的，应当自作出变更决议、决定或者法定变更事项发生之日起30日内向登记机关办理备案。农民专业合作社（联合社）成员发生变更的，应当自本会计年度终了之日起90日内向登记机关办理备案。

第三十条 因自然灾害、事故灾难、公共卫生事件、社会安全事件等原因造成经营困难的，市场主体可以自主决定在一定时期内歇业。法律、

第二十四条 企業主体による登記事項の変更は、変更決議、決定又は法定の変更事項発生日から30日以内に登記機関に変更登記を申請するものとする。

市場主体による登記の変更が法律に従って承認されなければならない場合、申請者は、承認書類の有効期間中に登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第二十五条 企業又は非営利法人の法定代表者は、在任中に本条例第十二条に規定する状況のいずれかに該当するときは、登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第二十六条 市場主体が経営範囲を変更し、法律に従って承認を受けるプロジェクトに属する場合、その変更登記は、承認日から30日以内に申請しなければならない。許可書または承認書類が取消された場合や有効期限が切れた場合、許可書または承認書類が取消された日または有効期限が切れた日から30日以内に、登記の変更または抹消登記を登記機関に申請する必要がある。

第二十七条 市場主体が住所又は主たる事業所を変更し登記機関の管轄区域が跨る場合、新住所又は新たな主たる事業所に移転する前に、移転先の登記機関に変更登記を申請しなければならない。移転元の登記機関は、正当な理由なく、市場主体の保存書類やその他の関連資料の移転を拒否してはならない。

第二十八条 市場主体の変更登記が営業許可証の記載事項に関する場合、登記機関は、速やかに市場主体の営業許可証を変更するものとする。

第二十九条 市場主体が本条例第九条に規定する備案事項を変更する際、変更決議、決定又は法定の変更発生日から30日以内に登記機関に備案を届け出なければならない。農民専門協同組合（聯合社）の組合員が変更された場合は、当該会計年度末から90日以内に登記機関に備案を届け出なければならない。

第三十条 自然災害、事故災害、公衆衛生事件、社会安全事件等による経営困難の場合、市場主体は、一定期間の休業を自主的に決定することができる。法

行政法规另有规定的除外。

市场主体应当在歇业前与职工依法协商劳动关系处理等有关事项。

市场主体应当在歇业前向登记机关办理备案。登记机关通过国家企业信用信息公示系统向社会公示歇业期限、法律文书送达地址等信息。

市场主体歇业的期限最长不得超过3年。市场主体在歇业期间开展经营活动的，视为恢复营业，市场主体应当通过国家企业信用信息公示系统向社会公示。

市场主体歇业期间，可以以法律文书送达地址代替住所或者主要经营场所。

第三十一条 市场主体因解散、被宣告破产或者其他法定事由需要终止的，应当依法向登记机关申请注销登记。经登记机关注销登记，市场主体终止。

市场主体注销依法须经批准的，应当经批准后向登记机关申请注销登记。

第三十二条 市场主体注销登记前依法应当清算的，清算组应当自成立之日起10日内将清算组成员、清算组负责人名单通过国家企业信用信息公示系统公告。清算组可以通过国家企业信用信息公示系统发布债权人公告。

清算组应当自清算结束之日起30日内向登记机关申请注销登记。市场主体申请注销登记前，应当依法办理分支机构注销登记。

第三十三条 市场主体未发生债权债务或者已将债权债务清偿完结，未发生或者已结清清偿费用、职工工资、社会保险费用、法定补偿金、应缴纳税款（滞纳金、罚款），并由全体投资人书面承诺对上述情况的真实性承担法律责任的，可以按照简易程序办理注销登记。

律・行政法规にて別の規定がある場合を除く。

市場主体は、雇用を停止する前に、法律に従って労働者と労働関係の処理等の関連事項について協議しなければならない。

市場主体は、事業を休眠する前に登記機関に備案を提出しなければならない。登記機関は、国家企業信用情報公開システムを通じて、休眠期間、法的文書の送付住所、その他の情報を社会に公表する。

市場主体の休眠期間は、最長3年を超えないものとする。市場主体が休職期間中に事業活動を行う場合、事業の再開とみなされ、市場主体は、国家企業信用情報公開システムを通じて社会に公表しなければならない。

市場主体が休眠する間は、住所や主たる事業所を法的文書で住所に置き換えることができる。

第三十一条 市場主体が解散、破産、その他の法定事由により終了する必要がある場合には、法律に従って登記機関に抹消登記を申請しなければならない。登記機関による抹消登記を経て、市場主体が終了する。

法律に従って登記抹消をする市場主体は、承認後に登記抹消を登記機関に申請しなければならない。

第三十二条 市場主体が抹消登記を行う前に法律に従って清算を行う場合、清算組は、清算組設立日から10日以内に、清算組の構成員及び清算組の責任者のリストを、国家企業信用情報公開システムを通じて公表しなければならない。清算組は、国家企業信用情報公開システムを通じて債権者の公告を公布することができる。

清算チームは、清算の終了日から30日以内に登記機関に抹消登記を申請しなければならない。市場主体は、抹消登記を申請する前に、法律に従って支店の抹消登記を行わなければならない。

第三十三条 債権及び債務が発生しておらず、又、債権及び債務の清算が完了し、清算費用、労働者の賃金、社会保険料、法定補償金、税金(延滞料、罰金)等の清算を終えた市場主体は、全ての投資家が上記の状況の真実性に対する法的責任を負うことを書面で承諾した場合、登記抹消は、簡易手続にて行うことができる。

市场主体应当将承诺书及注销登记申请通过国家企业信用信息公示系统公示，公示期为20日。在公示期内无相关部门、债权人及其他利害关系人提出异议的，市场主体可以于公示期届满之日起20日内向登记机关申请注销登记。

个体工商户按照简易程序办理注销登记的，无需公示，由登记机关将个体工商户的注销登记申请推送至税务等有关部门，有关部门在10日内没有提出异议的，可以直接办理注销登记。

市场主体注销依法须经批准的，或者市场主体被吊销营业执照、责令关闭、撤销，或者被列入经营异常名录的，不适用简易注销程序。

第三十四条 人民法院裁定强制清算或者裁定宣告破产的，有关清算组、破产管理人可以持人民法院终结强制清算程序的裁定或者终结破产程序的裁定，直接向登记机关申请办理注销登记。

第四章 监督管理

第三十五条 市场主体应当按照国家有关规定公示年度报告和登记相关信息。

第三十六条 市场主体应当将营业执照置于住所或者主要经营场所的醒目位置。从事电子商务经营的市场主体应当在其首页显著位置持续公示营业执照信息或者相关链接标识。

第三十七条 任何单位和个人不得伪造、涂改、出租、出借、转让营业执照。

营业执照遗失或者毁坏的，市场主体应当通过国家企业信用信息公示系统声明作废，申请补领。

登记机关依法作出变更登记、注销登记和撤销登记决定的，市场主体应当缴回营业执照。拒不缴回或者无法缴回营业执照的，由登记机关通过国家企业信用信息公示系统公告营业执照作废。

市場主体は、国家企業信用情報公開システムを通じて、承諾書と抹消登記の申請を公示し、公示期間は20日間とする。公示期間中に関連部門、債権者、その他の利害関係者が異議申立を行わなかった場合、市場主体は、公示期間の満了日から20日以内に抹消登記を登記機関に申請することができる。

簡易手続きに従って抹消登記を行う個人事業主は、公示を必要とせず、登記機関が個人事業主の抹消登記申請を税務その他の関連部門に受け渡し、関連部門が10日以内に異議申立を行わなかった場合は、抹消登記を直接処理することができる。

市場主体の抹消登記が法律に従って承認されなければならない場合、市場主体が営業許可証を取消され閉鎖または撤回を命じられた場合、または経営異常リストに含まれる場合、簡易登記抹消手続きは適用されない。

第三十四条 人民法院が強制清算を裁定した場合、または破産が宣言された場合、当該清算組または破産管理人は、強制清算手続の終了または破産手続の終了に関する人民法院の決定に従い、登記機関に抹消登記を申請することができる。

第四章 監督・管理

第三十五条 市場主体は、国の関連規定に従い、年次報告書及び登記関連情報を公表しなければならない。

第三十六条 市場主体は、営業許可証を住所又は主たる事業所の目立つ場所に掲示するものとする。電子商取引に従事する市場主体は、営業許可証情報または関連リンクをホームページの目立つ場所に継続的に掲示しなければならない。

第三十七条 いかなる組織または個人も、営業許可証を偽造、改変、貸借、譲渡してはならない。

営業許可証が紛失または破壊された場合、市場主体は、国家企業信用情報公開システムを通じて無効とし、再請求の申請をするものとする。

登記機関が法律に従って変更登記、抹消登記、登記の取消の決定をした場合、市場主体は営業許可証を返還しなければならない。営業許可証の返還を拒み、返却しない場合、登記機関は、国家企業信用情報公開シ

第三十八条 登记机关应当根据市场主体的信用风险状况实施分级分类监管。

登记机关应当采取随机抽取检查对象、随机选派执法检查人员的方式,对市场主体登记事项进行监督检查,并及时向社会公开监督检查结果。

第三十九条 登记机关对市场主体涉嫌违反本条例规定的行为进行查处,可以行使下列职权:

- (一) 进入市场主体的经营场所实施现场检查;
- (二) 查阅、复制、收集与市场主体经营活动有关的合同、票据、账簿以及其他资料;
- (三) 向与市场主体经营活动有关的单位和个人调查了解情况;
- (四) 依法责令市场主体停止相关经营活动;
- (五) 依法查询涉嫌违法的市场主体的银行账户;
- (六) 法律、行政法规规定的其他职权。

登记机关行使前款第四项、第五项规定的职权的,应当经登记机关主要负责人批准。

第四十条 提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得市场主体登记的,受虚假市场主体登记影响的自然人、法人和其他组织可以向登记机关提出撤销市场主体登记的申请。

登记机关受理申请后,应当及时开展调查。经调查认定存在虚假市场主体登记情形的,登记机关应当撤销市场主体登记。相关市场主体和人员无法联系或者拒不配合的,登记机关可以将相关市场主体的登记时间、登记事项等通过国家企业信用信息公示系统向社会公示,公示期为45日。相关市场主体及其利害关系人在公示期内没有提出异议的,登记机关可以撤销市场主体登记。

因虚假市场主体登记被撤销的市场主体,其直

接通过系统通过营业许可证的无效进行公示的。系统通过营业许可证的无效进行公示的。

第三十八条 登記機関は、市場主体の信用リスク状況に応じて、階層的な分類及び監督を行うものとする。

登記機関は、検査対象を無作為に抽出し、法執行機関の検査官を無作為に任命し、市場主体の登記事項を監督・検査し、監督・検査結果を適時に社会に公表しなければならない。

第三十九条 登記機関は、市場主体による本条例の規定違反の疑いを調査し、処罰し、以下の権限を行使することができる。

- (一) 市場主体の事業所に入り、現地検査の実施
 - (二) 市場主体の事業活動に関する契約、手形、帳簿、その他の資料の閲覧、複製、収集
 - (三) 市場主体の事業活動に関連する組織や個人の状況調査
 - (四) 法律に従い、市場主体に対する関連する事業活動の停止命令
 - (五) 法律に従い、違法と疑われる市場主体の銀行口座の照会
 - (六) 法律または行政法規が定めるその他の権限
- 登記機関が前項第四項又は第五項に規定する権限を行使するときは、登記機関の主たる責任者の承認を受けなければならない

第四十条 虚偽資料の提出や重要な事実を隠すための他の詐欺的手段を用いて市場主体の登記を実施した場合、市場主体の虚偽の登記の影響を受ける自然人、法人その他の団体は、登記機関に対し市場主体の登記の取消を申請することができる。

登記機関は、申請を受理した後、速やかに調査を行うものとする。調査の結果、市場主体の虚偽の登記が認められた場合、登記機関は市場主体の登記を取消すものとする。関連する市場主体と人員に連絡が取れない場合、または協力を拒んだ場合、登記機関は、公示期間を45日として、関連する市場主体の登記時間、登記事項等を、国家企業信用情報公開システムを通じて社会に公表することができる。関連する市場主体とその利害関係者が公示期間中に異議を申し立てなかった場合、登記機関は市場主体の登記を取消することができる。

市場主体の虚偽の登記により取消された市場主体、

接责任人自市场主体登记被撤销之日起3年内不得再次申请市场主体登记。登记机关应当通过国家企业信用信息公示系统予以公示。

第四十一条 有下列情形之一的，登记机关可以不予撤销市场主体登记：

（一）撤销市场主体登记可能对社会公共利益造成重大损害；

（二）撤销市场主体登记后无法恢复到登记前的状态；

（三）法律、行政法规规定的其他情形。

第四十二条 登记机关或者其上级机关认定撤销市场主体登记决定错误的，可以撤销该决定，恢复原登记状态，并通过国家企业信用信息公示系统公示。

第五章 法律责任

第四十三条 未经设立登记从事经营活动的，由登记机关责令改正，没收违法所得；拒不改正的，处1万元以上10万元以下的罚款；情节严重的，依法责令关闭停业，并处10万元以上50万元以下的罚款。

第四十四条 提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得市场主体登记的，由登记机关责令改正，没收违法所得，并处5万元以上20万元以下的罚款；情节严重的，处20万元以上100万元以下的罚款，吊销营业执照。

第四十五条 实行注册资本实缴登记制的市场主体虚报注册资本取得市场主体登记的，由登记机关责令改正，处虚报注册资本金额5%以上15%以下的罚款；情节严重的，吊销营业执照。

实行注册资本实缴登记制的市场主体的发起人、股东虚假出资，未交付或者未按期交付作为出资的货币或者非货币财产的，或者在市场主体成立后抽逃出资的，由登记机关责令改正，处虚出资金额5%以上15%以下的罚款。

その直接的な責任者は、市場主体登記の取消日から3年間、市場主体の登記を再申請してはならない。登記機関は、国家企業信用情報公開システムを通じて公表しなければならない。

第四十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場主体の登記を取消さなくてよい。

（一）市場主体の登記の取消により、公共の利益に重大な損害を与える可能性がある場合

（二）市場主体の登記の取消後、登記前の状態に戻すことができない場合

（三）法律又は行政法規に定める場合

第四十二条 登記機関又はその上位機関が、市場主体の登記取消の決定が誤っていると認めた場合、その決定を撤回し、元の登記状態を復元し、国家企業信用情報公開システムを通じて公表することができる。

第五章 法的責任

第四十三条 登記を行わずに事業活動に従事する者は、登記機関から是正を命じられ、違法所得が没収される。是正を拒んだ場合、1万元以上10万元以下の罰金が科せられ、事態が深刻な場合には、法律に従って休眠を命じられ、10万元以上50万元以下の罰金が科せられる。

第四十四条 虚偽資料の提出や重要な事実を隠蔽して市場主体の登記を実施するために他の詐欺的手段を講じた場合、登記機関は、是正を命じ、違法所得を没収し、5万元以上20万元以下の罰金を科すことができる。

第四十五条 登記資本の払込登記制を施行する市場主体が登記資本を虚偽の申告し、市場主体の登記を行った場合、登記機関は是正を命じ、登記資本金の5%以上15%以下の虚偽の申告に対する罰金を科せられる。

登記資本の払込登記制を施行した市場主体の発起人または株主が虚偽の出資をし、資金または非金銭的財産を期限内に納入しなかった場合、または市場主体の設立後に資金を引き出した場合、登記機関が是正を命じ、虚偽の出資額の5%以上15%以下の罰金を科せられる。

第四十六条 市场主体未依照本条例办理变更登记，由登记机关责令改正；拒不改正的，处1万元以上10万元以下的罚款；情节严重的，吊销营业执照。

第四十七条 市场主体未依照本条例办理备案的，由登记机关责令改正；拒不改正的，处5万元以下的罚款。

第四十八条 市场主体未依照本条例将营业执照置于住所或者主要经营场所醒目位置的，由登记机关责令改正；拒不改正的，处3万元以下的罚款。

从事电子商务经营的市场主体未在其首页显著位置持续公示营业执照信息或者相关链接标识的，由登记机关依照《中华人民共和国电子商务法》处罚。

市场主体伪造、涂改、出租、出借、转让营业执照的，由登记机关没收违法所得，处10万元以下的罚款；情节严重的，处10万元以上50万元以下的罚款，吊销营业执照。

第四十九条 违反本条例规定的，登记机关确定罚款金额时，应当综合考虑市场主体的类型、规模、违法情节等因素。

第五十条 登记机关及其工作人员违反本条例规定未履行职责或者履行职责不当的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第五十一条 违反本条例规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第五十二条 法律、行政法规对市场主体登记管理违法行为处罚另有规定的，从其规定。

第六章 附 则

第五十三条 国务院市场监督管理部门可以

第四十六条 市場主体が本条例に従って変更登記を行わなかった場合、登記機関が是正を命じ、是正を拒んだ場合、1万元以上10万元以下の罰金を科せられる。状況が深刻な場合、営業許可証の取消を行う。

第四十七条 市場主体が本条例に従って記録を提出しない場合、登記機関が是正を命じ、是正を拒んだ場合、5万元以下の罰金を科せられる。

第四十八条 市場主体が、本条例に従って営業許可証を住所又は主要事業所の目立つ場所に掲示しない場合、登記機関が是正を命じ、是正を拒んだ場合、3万元以下の罰金を科せられる。

電子商取引事業に従事する市場主体が、そのホームページの目立つ場所で営業許可証情報または関連リンクを掲示しない場合、登記機関は、中華人民共和国電子商取引法に従って処罰するものとする。

市場主体が営業許可証を偽造、改変、貸借、譲渡する場合、登記機関は違法所得を没収し、10万元以下の罰金を科し、状況が深刻な場合、10万元以上50万元以下の罰金を科し、営業許可証の取消を行うものとする。

第四十九条 本条例の規定に違反し罰金の金額を決定するときは、登記機関は、市場主体の種類、規模、違法状況等を総合的に考慮しなければならない。

第五十条 登記機関及びその職員は、本条例の規定に違反して職務を怠った場合、又はその職務を不正に怠った場合、直接責任を負う責任者及びその他の直接責任を負う者に対し、法律に従い懲戒処分を科されるものとする。

第五十一条 本条例の規定に違反して犯罪を犯す者は、法律に従って刑事責任を追及されるものとする。

第五十二条 法律又は行政法規は、市場主体の登記管理の違法行為に対する罰則に別段の規定がある場合には、その規定に従うものとする。

第六章 附則

第五十三条 國務院の市場監督管理部門は、この本

依照本条例制定市场主体登记和监督管理的具体办法。

第五十四条 无固定经营场所摊贩的管理办法，由省、自治区、直辖市人民政府根据当地实际情况另行规定。

第五十五条 本条例自2022年3月1日起施行。《中华人民共和国公司登记管理条例》、《中华人民共和国企业法人登记管理条例》、《中华人民共和国合伙企业登记管理办法》、《农民专业合作社登记管理条例》、《企业法人法定代表人登记管理规定》同时废止。

特此公告。

条例に従い、市場主体の登記及監督管理に関する具体的な措置を定めることができる。

第五十四条 固定の事業所のない露店の管理に関する措置は、省、自治区及び直轄市の人民政府が、現地の実情に応じて別途定めるものとする。

第五十五条 本条例は、2022年3月1日から施行する。《中華人民共和國会社登記管理条例》、《中華人民共和國企業法人登記管理条例》、《中華人民共和國パートナーシップ企業登記管理弁法》、《農民専門協同組合登記管理条例》、《法人法定代表人登記管理条例》は同時に廃止する。

以上、公告とする。

【日本語参考訳: MUFG バンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連企業のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連企業並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連企業は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室

(商号) MUFG バンク（中国）有限公司

(住所) 上海市浦東新区海陽西路 399 号前灘時代広場 17-20 階

(登記番号) 中国銀行保險監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001